居宅介護支援事業所 管理者 様 訪問サービス事業所 管理者 様 通所サービス事業所 管理者 様

> 北九州市保健福祉局地域福祉部 地域福祉推進担当課長 丹田 智美

介護予防・生活支援サービス事業に関する制度の改定について(通知)

平成30年度介護報酬改定に伴い、本市の介護予防・生活支援サービス事業について 下記のとおり改定いたしました。

ついては、改定内容等にご留意くださいますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 主な改定内容
- (1) 訪問型サービスに関するもの(別表1)
 - ア 生活援助中心型サービス従事のための新たな研修課程の創設
 - イ サービス提供責任者の役割や任用要件等の明確化
- (2) 通所型サービスに関するもの(別表2)
 - ア 機能訓練指導員の対象資格の追加
 - イ 栄養改善加算の算定要件の緩和
 - ウ 併設されている通所型と訪問型の施設についてサービス提供に支障がない 場合の共用について
- 2 施行期日平成30年4月1日
- 3 介護予防・生活支援サービス事業に関する要綱等の改定について(別表3) 新要綱は、市ホームページに掲載いたしますので、詳細をご確認ください。
- 4 その他 その他の改定等につきましては、随時市ホームページや文書等でお知らせします。

【間い合わせ先】

北九州市保健福祉局地域福祉推進課

担当:小車、河田

電話 582-2060 FAX 582-2095

別表1

改定内容	改定前	改定後	施行期日
生活援助中心型サービス 従事のための新たな研修 課程の創設		生活援助中心型研修の修了者 について、訪問型サービスに おいても従事可能とする	平成30年 4月1日
サービス提供責任者の役 割や任用要件等の明確化		・任用要件の見直し・責務の明確化他	平成30年 4月1日

別表 2

改定内容	改定前	改定後	施行期日
機能訓練指導員の対象資	理学療法士 他	一定の実務経験を有する	平成30年
格の追加		はり師、きゅう師を追加	4月1日
栄養改善加算の算定要件 緩和	管理栄養士1名以 上の配置	当該事業所の職員として、又 は外部との連携により管理栄 養士を1名以上確保している こと *栄養改善加算は変更なし	平成30年 4月1日
併設されている通所型と 訪問型の施設について、 サービス提供に支障がな い場合の共用	_	事務室、玄関、廊下、階段な どについて共用が可能である ことを明確化	平成30年 4月1日

別表 3

旧	新	
北九州市予防給付型訪問サービス実施要綱		
北九州市生活支援型訪問サービス実施要綱	北九州市第1号訪問事業及び第1号通所事業の	
北九州市予防給付型通所サービス実施要綱	実施に関する要綱	
北九州市生活支援型通所サービス実施要綱		
北九州市予防給付型訪問サービスの人員、	北九州市予防給付型訪問サービス及び	
設備及び運営の基準等に関する要綱	生活支援型訪問サービスの人員、設備及び運営の基準等に関する要綱	
北九州市生活支援型訪問サービスの人員、		
設備及び運営の基準等に関する要綱	連貫の密中寺に関りの安 欄	
北九州市予防給付型通所サービスの人員、	北九州市予防給付型通所サービス及び 生活支援型通所サービスの人員、設備及び 運営の基準等に関する要綱	
設備及び運営の基準等に関する要綱		
北九州市生活支援型通所サービスの人員、		
設備及び運営の基準等に関する要綱		
_	上記要綱の制定に伴う実施要領	
_	上記要綱の制定に伴う解釈及び留意事項	